

令和 5 年 2 月 2 8 日

北陸信越運輸局鉄道部

北陸新幹線（金沢・敦賀間）の開業に伴う並行在来線の経営分離による
鉄道事業の一部を廃止する届出について

本日、西日本旅客鉄道株式会社より、北陸新幹線（金沢・敦賀間）の開業と同時に経営を分離することが決定している並行在来線「北陸線（金沢・敦賀間）」について、新幹線開業日をもって廃止する旨届出があり、別添のとおり公示しましたのでお知らせします。

なお、経営分離後は、並行在来線「北陸線（金沢・大聖寺間）」においては、IRいしかわ鉄道株式会社（石川県）により運行予定であり、令和 5 年 2 月 2 8 日に鉄道事業再構築実施計画の認定を受けております。

また、北陸新幹線（金沢・敦賀間）の開業については、令和 6 年春頃完成に向けて最大限努力し、整備が進められております。

【廃止届出の概要】

1. 届出事業者
西日本旅客鉄道株式会社
2. 届出日
令和 5 年 2 月 2 8 日（火）
3. 届出事項
鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）第 28 条の 2 第 1 項の規定による鉄道事業の一部廃止
4. 廃止届出のあった路線
西日本旅客鉄道株式会社 北陸線（金沢・敦賀間）130.7km
5. 廃止を予定する日
北陸新幹線 金沢・敦賀間開業予定日（令和 6 年春頃）

【問い合わせ先】

北陸信越運輸局鉄道部計画課（菅原、山岸、中西）

TEL 025-285-9153

公 示

公示第 8 3 号

鉄道事業法第 2 8 条の 2 第 2 項及び鉄道事業法施行規則第 4 2 条の 2 の規定により、次のとおり公示する。

なお、本公示に係る事案に利害関係を有し、当運輸局の行う意見の聴取を受けようとする者は、鉄道事業法施行規則第 4 2 条の 4 の規定により、公示の日から 1 0 日以内に、下記の事項を記載した意見聴取申請書を当運輸局長あて提出されたい。

記

1. 意見の聴取を申請する者の氏名又は名称及び住所
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和 5 年 2 月 2 8 日

北陸信越運輸局長 平井 隆志



意見の聴取を行う廃止届出の件名	第一種鉄道事業廃止届出
同 事 案 番 号	4 鉄計第 2 号
廃止届出を行った鉄道事業者名	西日本旅客鉄道株式会社
廃止の届出があった路線名及び区間	北陸線 金沢～敦賀間
廃止の予定日	北陸新幹線 金沢・敦賀間開業予定日 (令和 6 年春頃)
廃止を必要とする理由	北陸新幹線 金沢・敦賀間開業に伴う 経営分離による。
意見聴取の申請方法	郵送による申請(消印が公示日から 1 0 日以内であること。住所:新潟市中央区 美咲町 1 丁目 2 番 1 号 新潟美咲合同 庁舎 2 号館)又は、当運輸局への申請書 の持参によること。
意見聴取実施予定日	実施予定日の 1 0 日前までに別途通知
意見聴取を行う場所	実施予定日の 1 0 日前までに別途通知

参 考

鉄道事業の一部廃止届出にかかる公衆の利便の確保に関する意見の 聴取制度の概要

公衆の利便の確保に関する意見の聴取とは、鉄道の廃止の是非を聴取するものではなく、鉄道事業法第28条の2第2項及び同法施行規則第42条の2の規定により、関係自治体及び申請のあった利害関係人から廃止を行った場合における公衆の利便の確保に関して聴取し、廃止の日の繰り上げが可能かどうか判断するために行うものです。

【利害関係人とは】

- 鉄道事業の廃止の後に公衆の利便の確保を図ることが想定される者
 - 利用者その他の者のうち地方運輸局長が当該廃止に関し特に重大な利害関係を有すると認める者
- とされており、廃止予定路線沿線地域の経済団体、相当数の利用者が参画する利用者団体としていますが、個別具体的なことは下記までお問い合わせください。

(問い合わせ先)
北陸信越運輸局鉄道部 計画課
TEL 025-285-9153